



1  
2014  
No. 101



INDEX

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 年頭のあいさつ .....     | 2 - 3   |
| 確定申告・町県民税申告 ..... | 4 - 5   |
| 民生委員・児童委員 .....   | 7       |
| まちかどNews .....    | 16 - 17 |
| 情報パーク .....       | 18 - 19 |



# 謹んで新年のご祝詞を申し上げます

町民の皆さまには、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

## ◆地方経済の回復に期待

**昨** 今の我が国の経済は、アベノミクス効果が着実に浸透してきたことなどから、国内景気は緩やかに回復基調にあると言われていいます。そのことは、新規の企業誘致の訪問を、少しずつ受け入れてくれる企業が出てきたことからも分かります。

しかしながら、私たち地方においては、まだまだ報道されているような経済状況を実感できるまでには至っていないのが現状ではないかと思えます。

また、今年4月から導入される消費税率の引き上げが、家庭に与える影響など、不安材料もありますが、国内経済が真に力強さを取

り戻し、景気回復の効果が地方へも早期に波及してくれることを切に願っています。

## ◆産業の活力向上を

目指して

**地** 方にとっては、厳しい経済環境にもかかわらず、能登中核工業団地では、シグマ光機(株)、UHT(株)がそれぞれ増設を行い、操業を開始しました。

また、靴小売大手の(株)エービーシー・マートが、国内第1号となる靴製造会社を立ち上げ、靴の製造と併せて、修理業務も開始しました。

今後、新規企業の誘致をはじめ、既存企業の事業拡大の支援を積極的に推進し、雇用の創出につ

なげていきます。

第1次産業については、農林水産業の基盤整備や、生産効率、品質向上を図るための施設整備を支援するとともに、引き続き特産品開発や担い手育成事業なども推し進め、地域の活力向上を目指します。

## ◆町の安全対策に万全を

**昨** 年は、異常気象による大規模な災害が、国内外において多発し、各地で甚大な被害が発生しました。本町でも、集中豪雨により、多くの農地、農業用施設などが被災しています。被害箇所については、一日も早く修復できるよう取り組むとともに、今後の安全対策に万全を期していきます。



市長 賀町 志小 泉 勝

## ◆町の魅力発信で 交流人口の拡大を

**能** 登有料道路が「のと里山海道」に名称変更し、昨年3月31日から、全線が無料化されました。これに併せ、県では、西山パーキングエリアの駐車場拡張工事を実施し、昨年10月末に、下り線の工事が完成しました。



駐車場が拡張された西山パーキングエリア

こうしたインフラ整備が進められる中、本町には、多様な宿泊施設や、能登の里山里海に指定された素晴らしい景観や文化、伝統芸能などが多数あります。このような資源を最大限に活かし、諸施策を効果的に実施することにより、町の振興と交流人口の拡大を図っていきます。

## 町

内の飲食店で展開する「西能登おもてなし丼」の名称を、「西能登おもてなし丼」に変更しました。現在、25品目を数え、本町の良質な食材を使ったご当地グルメとなっています。

今月、首都圏で開催されるイベントに出展し、PRするとともに、ブランド力の向上に一層努めていきます。

## ゆ

るキャラについては、多くの皆さんの投票により、旧福浦灯台をモチーフとしたデザインに決まりました。2月11日の志賀町祭「大漁起舟祭」でお披露目する予定です。

北陸新幹線金沢開業に向けての各種イベントやキャンペーン、特産品の紹介など、本町のPRに活用しながら、町の魅力を広く町内外に発信していきます。



旧福浦灯台がモチーフのゆるキャラ

## ◆発電所の安全性、信頼性の向上に全力

## 志

賀原子力発電所では、これまでの浸水防止や、原子力発電所の電源確保、除熱機能の確保などの安全強化策に取り組んできました。

昨年11月からは、さらなる安全性の向上を目指し、2号機の耐震工事を実施しており、敷地内の地下構造の確認や、地質および地質構造に関するデータの充実を図るための大深度ボーリング調査も進められています。

また、敷地内シーム調査については、昨年6月に国へ報告書を提出した後、周辺の小規模な断層との関連性を追加調査し、12月に最終報告書が提出されました。

北陸電力には、引き続き、徹底した安全対策に努め、発電所の安全性と信頼性の向上に全力を挙げて取り組んでもらいたいと考えています。

町としては、今後も、安全対策に必要な措置を求めていきます。

## ◆子供たちの未来のために

## 富

来中学校が、旧富来高校の跡地に昨年9月、移転しました。校舎・体育館・グラウンドなどを全面的に改修し、学習・部活動の両面において、充実した施設に生まれ変わりました。

また、志賀地域の統合小学校は、「志賀町統合小学校建設検討委員会」の審議を踏まえ、各方面の意見集約を図りながら、基本設計ができあがりました。今後は、詳細設計を進めるとともに、広報活動や準備部会などを通じ、地域の皆さまの協力を得ながら、平成28年4月の開校に向けての準備を進めていきます。



志賀地域の統合小学校の完成予想模型

## ◆未来を見据えたまちづくりを

## 2

期目の町政を担わせていただきます。約4カ月になります。

1期目は、対話の町政を基本姿勢として、町民の皆さまの声を町政に反映させたいという思いから、「開かれた行政運営」に努めてきましたが、今後も、この姿勢を継続し、民意を反映できる、身近で、分かりやすい町政運営を進めていきます。

そして、10年先、20年先を見据えた長期的視点に立ち、将来展望の拓ける町づくりに向けて、最善を尽くしていきますので、町民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

結びにあたり、今年1年が皆さまにとっても、志賀町にとっても良い年でありますよう、心から祈念しまして、新年のごあいさつとします。

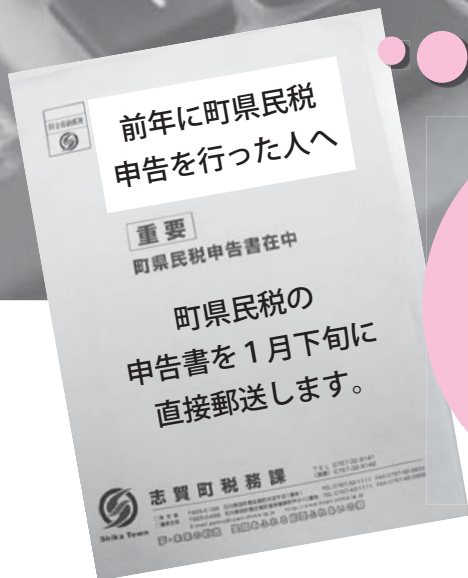
平成26年 元旦





# 確定申告・町県民税申告

☎ 国税務課 ☎ 32-9142



申告の時期が近づいてきました。所得の計算や所得控除を正しく申告するため、早めに準備を始めましょう。

## 住宅を新築・購入、増改築した人へ 住宅ローン控除

平成25年中に住宅を新築・購入または増改築などした人で、はじめて住宅ローン控除を受けられる人は、必要書類をそろえて七尾税務署で申告相談してください。

### ▶住宅ローン控除に必要な書類

- ① 住民票の写し（住民課で発行）
- ② 家屋の登記事項証明書（七尾法務局で発行）
- ③ 工事請負契約書（写）または売買契約書（写）など（※印紙が貼ってあるもの）
- ④ 住宅借入金の年末残高証明書
- ⑤ 増改築などの場合は、建築確認済証（写）、検査済証（写）または増改築等工事証明書

※サラリーマンの人は「源泉徴収票」も必要です。

※中古住宅を取得したとき、バリアフリーや省エネ改修をしたとき、認定長期優良住宅や認定低炭素住宅の特例を受ける場合などは別途書類が必要です。

☎ 七尾税務署 個人課税第1部門 ☎ 0767-52-9336

## 年金を受給している人へ 公的年金所得

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

### 【注意】

※確定申告の必要がない場合でも、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、町県民税の申告が必要な場合があります。

## 復興特別所得税が創設

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、平成25年分から平成49年分までの各年分について、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとなりました。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

## 農業や営業など事業収入がある人へ 収支内訳書の作成

農業や営業などの事業収入がある人は、「収支内訳書」が必要となりますので、事前に作成してください。

### ◆確定申告までの流れ

①収入・経費などの書類を保管・記録

②収支計算を行い、収支内訳書を作成

### 【注意】

収支内訳書を作成せずに申告相談に出向くと、申告相談に長時間を要したり、必要書類を取りに帰ってもらう場合があります。事前の準備と作成をお願いします。

③確定申告書の作成

④税務署または町へ提出

### ▶収支計算とは

1年間の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出する方法です。

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

### ▶収支計算を行うには

出荷伝票などの収入金額のわかる書類と、領収書などの必要経費のわかる書類の保存と日々の取引の記録（帳簿）が必要になります。

※農協と取引している人で、農協が作成する確定支援用集計表があれば、収支計算を簡単に行うことができます。  
※米・果樹・家庭菜園など、家事消費のみで出荷や販売をまったくしていない人は、農業所得の申告は不要です。

# 「障害者控除対象者認定書」の発行

障害者手帳がなくても、所得税・住民税の「障害者控除」が受けられます。

65歳以上（平成25年12月31日現在）で要介護認定などを受け、寝たきり状態や認知症など、精神上または身体上の障害の程度が一定の要件に該当する人に、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

※前年以前に受けた認定書は、今回の確定申告でも使用できます。

|       |   |
|-------|---|
| 申請期限  | 1月31日（金）まで                                      |
| 申請場所  | 健康福祉課 介護支援担当（☎32-9132）<br>富来支所 総合窓口担当（☎42-1111） |
| 必要なもの | 印鑑  |
| その他   | 手数料は無料、認定書は後日郵送                                 |

事業主の皆さんへ

## 早めの給与支払報告書の提出を

平成25年中に従業員に給料などを支払いした事業主は、給与支払報告書（1人につき2部）に総括表を添えて税務課まで提出してください。

提出期限 **1月31日（金）まで**

【特別徴収のお願い】

所得税の源泉徴収義務のある事業者は原則、町県民税の特別徴収を行う必要があります。まだ特別徴収を行っていない事業者は、特別徴収を行ってください。

事業所得のある人へ

## 決算説明会を開催（七尾税務署）

税務署では、正しい決算・申告をしていただくため、事業所得などのある人を対象に、決算の仕方・決算書（収支内訳書）の作成などに関する説明会を開催します。

|    |                         |
|----|-------------------------|
| 日時 | 1月15日（水）<br>14時～16時     |
| 場所 | 役場 1階 大会議室              |
| 講師 | 北陸税理士会七尾支部<br>松田 久丸 税理士 |

☎七尾税務署 個人課税第1部門 ☎0767-52-9336

平成26年度

～法人や個人が所有している償却資産は早めの申告を!!～

## 償却資産（固定資産税）の申告は **1月31日**まで

☎税務課資産税担当  
☎32-9141

償却資産の申告義務者は、平成26年1月1日現在、志賀町内に償却資産を所有している人です。

※前年度申告した人には、既に申告書を送付しています。  
※新規事業者で初めて申告する人は税務課まで連絡してください。申告記載用紙を送付します。

### 課税対象となる償却資産とは・・・

土地や家屋以外の有形の固定資産で、事業の用に供しているものや事業の用に供することができる資産です。（※電話加入権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は除く）

#### ▶ 自宅などで太陽光発電を行う人も

対象になる場合があります

個人で住宅の屋根・土地などに発電量が**10キロワット以上**の太陽光パネルを設置して売電をしている場合、設置した太陽光パネルなどの設備は償却資産の対象になるため、償却資産の申告をお願いします。

※法人、個人で事業として売電を行っている人は、発電量の多少に関わらず申告をお願いします。

### 【償却資産の種類と具体例】

| 種類     | 主な償却資産の具体例   |
|--------|--|
| 構築物    | 発・変電設備、駐車場のフェンス、舗装路面、庭園、広告塔など  |
| 機械・装置  | 工作・木工・印刷・土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベルなど）<br>各種産業用機械および装置、太陽光発電設備（太陽光パネル、架台など） |
| 船舶     | モーターボート、漁船、貨物船など   |
| 車両・運搬具 | 構内運搬車、運搬台車など<br>（※自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの）                              |
| 工具器具備品 | パソコンなどOA機器、事務机、応接セット、各種自動販売機、医療機器、理美容機器、エアコン、陳列ケース、厨房機器、その他業務用の備品など    |

#### ▶ 「適正かつ公平な課税」に向けた実地調査

事業所を訪問して帳簿・現物照合調査および質問などの実地調査を行うことがありますので、協力をお願いします。

実地調査に伴って修正申告をする場合、資産の取得時期に応じて遡及することがあります。

#### ▶ 注意してください

申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合や正当な理由がなく申告をしない場合、罰金または過料を科せられることがあります。